

IASBが公開草案「IFRSの年次改善2015年－2017年サイクル」を公表

注：本資料はDeloitteの IFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focus は、一般のコメントを募集するために2017年1月にIASBによって公表された最新の公開草案ED/2017/01「IFRSの年次改善2015年－2017年サイ

クル」(以下、「本公開草案」とする)を要約したものである。

要点

- 本公開草案は、次の基準書に対する修正を提案している。
 - －IAS第12号「法人所得税」
 - －IAS第23号「借入コスト」
 - －IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」
- 修正案の発効日案は以下の通りである。
 - －IAS第12号及びIAS第23号：未決定
 - －IAS第28号：2018年1月1日以後開始する事業年度
- 3つすべての修正案について、早期適用が認められることが提案されている。
- コメント期限は、2017年4月12日である。

なぜ本修正が提案されたか？

年次改善プロセスは、IASBに、想定外の結果、矛盾、又は見落としに対処して、必要性はあるが緊急ではないIFRSsの修正を行う能力を与えるものである。複数の提案を単一の公開草案として公表することは、基準設定プ

ロセスの効率化を意図したものであり、IASB及び利害関係者の双方に便益を与えるものである。

本公開草案は、IASBの年次改善プロセスの規準を満たす3つのIFRSsに対する修正を提案している。

修正案は何か？

基準	修正案のテーマ	修正案
IAS第12号 「法人所得税」	資本に分類される金融商品の支払の法人所得税への影響	当提案では、企業は、配当（すなわち、利益の分配）の法人所得税への影響を、分配可能利益を生み出した取引又は事象に関連して認識すべきことを明確にしている。
IAS第23号 「借入コスト」	資産化することが適格な借入コスト	当提案では、資産の意図した使用又は販売が可能な状態になった後に、当該資産の取得のために「特別に」行った借入残高がある場合、当該借入は、企業が一般借入の資本収益率を算定する際に、「一般」借入資金の一部となることを明確にしている。
IAS第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	関連会社又は共同支配企業に対する長期持分	当提案では、実質的に、関連会社又は共同支配企業の純投資の一部を形成するが、持分法を適用していない関連会社又は共同支配企業に対する長期持分について、減損の要求事項を含むIFRS第9号「金融商品」を適用することを明確にしている。

見解

IAS第12号の修正案

本修正案適用の鍵は、金融商品の支払が利益の分配、すなわち配当の性質を有するかどうかを判断することである。これは、一定の状況において、重要な判断を要する場合がある。特に、資本に分類される金融商品の支払は必ずしも利益の分配を表していないため、これら支払に関する場合である。支払が実際に配当 (indeed dividend) である場合には、そのような支払の法人所得税への影響は、純損益に認識すべきである。他方、支払がそうではない場合、法人所得税への影響は、IAS第12号第61A項に基づき、その他包括利益又は資本の適切な項目に直接認識すべきである。

本修正はいつ適用されるのか？

(最終化された場合) IAS12第12号及びIAS第23号の修正案の発効日は、公開草案について受領したコメントを検討した後に決定される。IAS第28号については、本修正案がIFRS第9号の長期持分の適用と関連していることから、IFRS第9号の発効日と合わせるために、2018年1月1日の発効日を提案している。特別な経過措置が適用される。

(最終化された場合) 本修正案3つすべてについて、早期適用を認めることが提案されている。

本公開草案のコメント期限は、2017年4月12日である。

以 上

デロイト トーマツグループの概要

●有限責任監査法人トーマツ

主たる事務所 東京 (品川)
その他事務所 国内31カ所
札幌、仙台、盛岡、新潟、さいたま、千葉、東京 (丸の内・八重洲) 横浜、長野、金沢、富山、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇

連絡事務所 国内9カ所
福島、高崎、松本、福井、浜松、滋賀、北九州、長崎、宮崎

海外駐在員派遣 約50都市
デロイト (*1) / ニューヨーク、ロサンゼルス、ロンドン、北京 ほか
*1 デロイト トウシュ トーマツ リミテッドとそのメンバーファーム

●グループ総人員数 10,627名

(2016年9月末日現在)

有限責任監査法人トーマツ デロイト トーマツ税理士法人 コンサルティング等その他関係会社

パートナー	592名 ^{*2}	パートナー	60名	パートナー	164名 ^{*4}
専門職	5,371名	専門職	637名	専門職	12名
事務職	665名	事務職	125名	コンサルタント	2,585名
合計 ^{*3}	6,628名	合計	822名	事務職	420名
				合計	3,181名

^{*2} 特定社員52名を含む

^{*3} 有限責任監査法人トーマツ 合計のうち、
公認会計士 3,286名
公認会計士試験合格者等(会計士補を含む) 1,169名

^{*4} 有限責任監査法人トーマツのパートナー4名を含む